

## 病床許可制度について

### 1 許可制度の概要

- 病院を開設するとき、病床数又は病床種別の変更を行うとき、診療所に病床を設けようとするときは、県知事の許可を受けなければならない。（医療法第7条第1項から第3項まで）
- 公的医療機関等（※）から病院開設・増床等の許可申請がなされたとき、その医療圏の既存病床数が基準病床数を超える場合、県知事は許可を与えないことができる。（医療法第7条の2第1項、第2項）
- 公的医療機関等以外の者から病院開設・増床の許可申請がなされた場合、その医療圏の既存病床数が基準病床数を超えるとき、申請病床の削減等を勧告することができる。（医療法第30条の11）

#### ※ 公的医療機関等

- ・ 公的医療機関（都道府県、市町村、その他日本赤十字社、厚生農業協同組合連合会 等）
- ・ 国家公務員共済組合及びその連合会
- ・ 地方公務員共済組合
- ・ 日本私学学校振興・共済事業団
- ・ 健康保険組合及びその連合会
- ・ 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会

### 2 病床制限に係る例外

#### (1) 有床診療所の特例

有床診療所の一般病床について、医療法施行規則で定める一定の要件を満たすものとして、医療計画に記載された場合は、届出により病床を設置することができる。（医療法第7条第3項）

【届出により一般病床が設置できる診療所の類型】（医療法施行規則第1条の14第7項）

- ① 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所
- ② へき地に設置される診療所
- ③ その他特に必要な診療所

#### (2) 特例病床の設置

更なる整備が必要となる一定の病床については、病床過剰地域であっても、厚生労働大臣の同意を得た数を基準病床に加えて病院開設・増床の許可を行うことができる。（医療法第30条の4第8項）

【特例病床の類型】（医療法施行規則第30条の32の2）

- ① がん又は循環器疾患の専門病床
- ② 小児疾患専門病床
- ③ 周産期疾患に係る病床
- ④ 発達障害児の早期リハビリテーション等に係る病床
- ⑤ 救急医療に係る病床

⑥ 薬物(アルコールその他)中毒性精神疾患、老人性精神疾患、小児精神疾患、合併症を伴う精神疾患に係る病床

**⑦ 神経難病に係る病床**

⑧ 緩和ケア病棟

⑨ 開放型病床

⑩ 後天性免疫不全症候群に係る病床

⑪ 新興再興感染症に係る病床

⑫ 治験に係る病床

⑬ 診療所の療養病床に係る病床